

国会から見た経済協力・ODA(7)

～ 日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に(その1) ～

行政監視委員会調査室

たかつか としあき
高塚 年明

1. はじめに
2. 複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦
3. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等
 - (1) 交渉の経過
 - (2) 基本条約、請求権・経済協力協定等の主たる内容以上 本号
4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議
 - (1) 衆参本会議における所信表明・外交演説及び質疑・答弁
 - (2) 衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁
 - (3) 衆議院特別委員会における質疑・答弁
 - (4) 参議院特別委員会における質疑・答弁
5. おわりに

1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助(ODA)の歴史は、1955(昭和30)年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ(現ミャンマー)、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

7回目の今回は、前3回のベトナム賠償協定(本誌第272号・2007年9月7日発行、第274号・2007年10月26日発行及び第276号・2008年1月25日発行)に引き続き、日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に述べることにする。なお、日韓基本条約、請求権・経済協

力等に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、審議日数及び審議時間もかなり多いため、数回に分けて紹介することとしたい。今回の「その1」においては、1962（昭和37）年から1965（昭和40）年にかけて本院外務委員会調査室が作成した資料（参考文献参照）に基づき、当時の日韓関係並びに基本条約、請求権・経済協力協定等の交渉経過及び主たる内容を紹介する。「その2」以降において衆参両院の本会議及び両院特別委員会での審議を紹介することとする。

2．複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦

（1）日本と朝鮮との間の法的関係

朝鮮¹は1905(明治38)年11月23日の「日韓協約」により日本の保護国となり、1910(明治43)年8月29日の「韓国併合に関する条約」により日本の領土に併合されたが、第2次世界大戦の結果、日本より分離独立されることとなった。その背景には、以下の一連の国際的約定が存在する。

第一は、1943(昭和18)年11月27日、ルーズベルト、蒋介石、チャーチルが発したカイロ宣言（日本に関する英・米・華三国宣言）であり、そこには「朝鮮の自由独立をもたらすむ決意を有す」と述べられている。

第二は、1945(昭和20)年7月26日、英・米・華三国首脳によるポツダム宣言(日本国の降伏条件を定めたる宣言)であり、そこには「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」と述べられている。なお、ポツダム宣言は、カイロ宣言と同じ英・米・華三国によるものであったが、ソ連政府は1945(昭和20)年8月8日、対日宣戦布告においてポツダム宣言に無留保で参加したことから、カイロ宣言にも無留保で参加したこととなった。

第三は、1945（昭和20）年9月2日に署名された日本の降伏文書である。日本政府がポツダム宣言受諾の交渉を申し入れたのは8月10日（日本時間、連合国側は8月9日としている）であり、最終的に受諾通告を行ったのは8月14日であるが、正式には9月2日の降伏文書署名により確定したものである。そこには「カイロ宣言の条項を履行せらるべく」と述べられていることから、降伏文書の調印によって、日本は正式に朝鮮の独立に同意したことになる。しかし、このことはこの時点において朝鮮の独立が実現したということではない。やがて行われるべき朝鮮の独立に対していかなる形でも反対しないということを法的に約束したものであった。この点については、連合国側としても同様の立場をとり、朝鮮が依然として日本領土であるという解釈の下に占領管理を行うこととなった。

（2）日本と朝鮮との間の事実関係

日本の降伏文書調印と同時に連合国総司令部は指令第1号を発した。それに添付された一般命令第1号は、東亜各地域にある日本軍隊の降伏を受け取るに当たり連合国間に地域的分担を定め、朝鮮については、北緯38度以北はソ連軍最高司令官、以南はアメリカ軍最高司令官の管轄とした²。その後、米ソを中心として朝鮮の独立に向けた努力も払われたが、強固に組み込まれてしまった米ソ冷戦構造の下、1948（昭和23）年8月15日に大韓民

国政府の樹立が宣布され、同年9月9日に朝鮮民主主義人民共和国政府（北朝鮮）の成立の宣言がなされた。ここに、南北二つの朝鮮がそれぞれ独立政府を樹立することになった。両国政府はいずれも、その国号と統治権が法的に朝鮮全域に及ぶと主張しており、二つの独立国家として分離したとするものではないことになる。第3回国連総会は、1948(昭和23)年12月12日、総会決議により大韓民国政府を合法政府とした³。なお、日本政府は、総会決議の線に沿い、韓国政府を朝鮮における正統政府として認める立場を表明していた。この段階では、朝鮮を独立国としてみなすことは、未だ平和条約の実現を見ていなかった日本を除いて、現実には米ソ両陣営のいずれも一致してとっていた見解であった。ただし、その独立が南北いずれの国名、政府によるかについて決定的に対立していた。かくして1948(昭和23)年10月12日、ソ連政府が朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）を承認し大使交換を行い、共産圏諸国がこれに続いたのに対し、1949(昭和24)年1月1日、米国政府は大韓民国を承認し大使交換を行い、同年中に自由主義陣営22か国が相次いでこれを承認した。なお、1965(昭和40)年10月の段階では、韓国承認国は日本を含め73か国、北朝鮮承認国は23か国であった。このように、朝鮮は対日平和条約以前に多くの関係国により独立を承認されたが、我が国としては、平和条約の発効によって朝鮮独立を法的にかつ最終的に承認することになった。

なお、終戦時に約200万人と言われた在日朝鮮人は、総司令部の方針により、1946(昭和21)年3月までに約130万人が引き揚げ、一方、朝鮮にいた日本人も全員日本に引き揚げた。しかし、その後、朝鮮の二分化が固定化し、経済再建が思わしくなく、生活の見通しが立たないことから、総司令部の努力にもかかわらず朝鮮への引き揚げ者は激減し、1950(昭和25)年6月の朝鮮動乱の勃発とともに引き揚げは停止され、約60万人の朝鮮人がそのまま日本に残留することとなった。1947(昭和22)年5月2日に公布施行された「外国人登録令(勅令207号)」においては、法的には日本国籍を有する在日朝鮮人もその対象に含まれることとなり、登録証明書の国籍欄には「朝鮮」と記入するよう指示されていた。その後の大韓民国政府樹立の登録切替においては、韓国側及び総司令部の強い要望により、日本政府としては、本人の要望があれば「韓国」又は「大韓民国」の用語を認めることとなった。

なお、朝鮮にあった米国陸軍司令部軍政庁は、1945(昭和20)年12月6日、軍令第33号「朝鮮内にある日本人財産取得に関する件」を発して、同軍政庁管轄内にあったすべての日本財産を取得・所有する旨を宣言した。これにより、1945(昭和20)年8月9日(連合軍側が日本のポツダム宣言受諾及び交渉申入れを受けた日)、日本政府及び日本国民の所有・管理にかかわる全財産は、同年9月25日付けをもって、同軍政庁が取得し、所有することとなった。この日本財産は、大韓民国の成立後の1948(昭和23)年9月11日に京城で署名された「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最初の取決」によって、大韓民国政府に移転されることになったが、このことはその後の日韓交渉における請求権問題に重要な影響を及ぼすことになる。

1950(昭和25)年6月25日に勃発した朝鮮動乱は、その後本格的な戦争へと発展し、米ソを両極とする東西両陣営の対立を更に激化することとなった。これにより、朝鮮の二分化

はますます固定化し、統一の望みは更に遠のくこととなった。

他方、東西冷戦から熱戦への推移は、日本の終戦処理を最終的に定める対日平和条約の基本構想をめぐり、主要連合国たる米ソの決定的意見の対立を生み、もはや米ソの合意による条約案の作成を期待し得ない状況となった。このようにして、1951（昭和26）年9月8日、サンフランシスコで調印され、翌1952（昭和27）年4月28日に効力を発生した「対日平和条約」は、ソ連圏諸国、中国、及び一部中立国（インド、ビルマ（現ミャンマー））の参加しない、いわゆる多数講和となった。朝鮮はこの条約の当事者ではなかったが、条約の第21条（受益条項）により、独立（第2条）、財産及び請求権の処理（第4条）、漁業協定の締結（第9条）、通商協定の締結及び通商上の過渡的無差別待遇（第12条）につき、利益を受ける権利を保証された。ただし、この平和条約には、在日朝鮮人の国籍に関し何の規定もなく、また、当時、南北朝鮮がいずれも正統性を主張して対立し、朝鮮戦争へと発展していった事情もあり、日本政府としては、平和条約発効までには国籍問題等について、一応の態度を決めなくてはならない立場に置かれていた。

1951（昭和26）年10月には連合軍司令部の斡旋に基づき、韓国政府と国籍その他平和条約発効に伴う種々の問題を調整するため、初の日韓会談を開くに至った。

3．日韓基本条約、請求権・経済協力協定等

（1）交渉の経過

1951（昭和26）年10月、連合軍司令部の斡旋で始められた最初の日韓会談は「予備会談」と呼ばれている。その後1952（昭和27）年2月の第1次会談から調印に至るまで7次にわたり断続的に行われた。交渉は難航を極め、実に開始から14年が経過した。この間、我が国においては、吉田内閣から鳩山、石橋、岸、池田、佐藤と6代にわたって政権が交代し、他方、韓国では2つの革命を経て、交渉は決裂と中断と、様々な紆余曲折をたどった。以下、各次会談の概略を紹介する。

ア 予備会談（1951（昭和26）年10・20～12・22）

日本政府は、自由主義陣営を含む多数の国により承認され、また、1948（昭和23）年12月12日の国連総会決議により合法政府と認められた韓国政府を、平和条約でいう朝鮮の政府と考え、平和条約発効に伴う諸問題を話し合うこととして予備会談に臨んだ。この会談では、在日朝鮮人の国籍、居住、内国民待遇、引揚げ、退去強制、鉱業所有権等の取り扱い、船舶の問題が取り上げられた。議題の中心となったのは、既に対日平和条約の調印を終え、半年後にその発効を控えて、日本国籍を失うこととなる在日朝鮮人の国籍及び処遇の問題であった。すなわち、在日朝鮮人は当時60万人と伝えられていたが、すでに北朝鮮が事実上存在する以上、そのすべてを韓国籍として扱うわけにはいかず、また長く日本人として日本に生活の本拠を有してきた彼らをいきなり一般外国人並みに遇するわけにもいかず、これにどう対応するかという問題であった。この予備会談は、1951年（昭和26）年末、後日に正式会談をもつこととし打ち切られた。

イ 第1次会談（1952(昭和27)年2・15～4・25）

平和条約発効を2か月後に控えて開かれた第1次会談では、基本関係、財産及び請求権、漁業、海底電線の分割、通商航海条約の5議題を採択したほか、在日朝鮮人の法的地位及び船舶の問題について予備会談以来の討議を続行することとなった。すなわち、日韓交渉の諸懸案がこの第1次会談でほぼ出揃ったことになる。そのうち、特に長く紛糾の的となった請求権、漁業等の問題は以下のような事情を背景としていた。

対日平和条約第4条aは、「朝鮮にあった日本財産と朝鮮に対する日本の請求権の処理、並びに日本にあった朝鮮財産と日本に対する朝鮮の請求権の処理は、日本と朝鮮当局との間の特別取極の主題とする」と定めている。ところが、終戦後南鮮を占領管理していた米軍政庁は、1945（昭和20）年12月6日、軍令第33号を発し、日本財産（私有財産を含む）を接收し、その後、1948（昭和23）年9月11日の米韓取極により韓国政府に引き渡した。ところで、平和条約第4条bは「米軍による日本財産処理の効力を承認する」と定めている。これを理由に韓国側は、日本側の対韓請求権はすでに消滅したのであり、日韓交渉の主題として残されたのは、韓国の対日請求権のみであると主張し、日本統治時代朝鮮銀行を通じて日本が朝鮮から持ち出した地金の返済、1945（昭和20）年8月9日以降の同銀行の日本への送金等8項目の「対日請求権要綱」を提示してきた。これに対し日本側は、第4条bで米軍の処理の効力を認められたのは、米軍が日本財産を一時接收したという処理、あるいは占領管理の都合上それを何らかの形で処分したいという効力を認めたものであって、私有財産尊重という国際法の原則から当然日本側にも請求権が残っていると反論して激しく対立した。

漁業問題は、平和条約第9条に基づき、韓国が希望すれば漁業協定を結ぶよう定められていたが、この会談の始まる直前の1952（昭和27）年1月18日、韓国の李承晩大統領が、韓国の魚族資源及び大陸棚資源保護の立場から「海洋主権宣言」を発し、いわゆる「李ライン」（後に「平和ライン」と称する）を公海上に設定し、日本漁船の操業を一方的に禁じたことから、大きな問題となっていた。占領中、総司令部はいわゆる「マッカーサー・ライン⁴」を設定し、日本漁船の操業区域を制限していたが、韓国側は同ライン侵犯のかどで日本漁船をたびたび拿捕してきた。平和条約発効とともに同ラインも当然撤廃されることになるのに先立ち、同ラインより若干広めの李ライン設定となったものだが、これは西日本漁民には計り知れない影響を及ぼし、日韓交渉全体を通じて、我が国が最も強く解決を望んだ問題である。

なお、船舶の問題とは、前述の米軍令第33号により、終戦時朝鮮に船籍のあった日本船舶（置籍船）はもとより、当時朝鮮水域にあったすべての日本船舶（置水船）も韓国に引き渡されるべきとして韓国側から持ち出された問題である。会談は請求権及び漁業の問題をめぐる双方の見解が全く対立したため、約70日で打ち切られた。

ウ 第2次会談（1953(昭和28)年4・15～7・23）

1952（昭和27）4月28日、対日平和条約は効力を発したが、日韓の外交関係は樹立されず、一切の懸案も未解決のまま残された。その後、会談再開を目指す機運が高まり、1953

(昭和28)年1月、李承晩大統領が当時のクラーク国連軍司令長官の招きで来日したのを機会に同年4月、会談が再開された。まず、議事運営等について話し合いを行った結果、基本関係、在日韓国人の国籍及び処遇、船舶、請求権、漁業の5つについて、それぞれ分科委員会を設けて交渉を進めることとなった。しかし、請求権、漁業の問題で依然として原則的対立が解けないために、7月休会に入ったまま打ち切られた。

なお、この間、会談とは別に、竹島の領有権をめぐって両国の間に抗議の応酬が行われた。すなわち、1946(昭和21)年1月29日の総司令部覚書により、竹島は政治上、行政上我が国から分離されていたが、韓国はこれを一方的に李ラインの内側に編入し、平和条約発効後もこの態度を変えず、1953(昭和28)年6月13日、竹島付近を巡航中の我が国の巡視船に発砲するという事件が起きた。日本政府はそれ以前から度々抗議を行ってきたが、これを機に再び韓国代表部に抗議の口上書を手交した。これに対し韓国側は、8月4日、竹島は古来韓国の領土であると逆抗議を行い、これ以後、抗議の応酬が続けられることとなった。

エ 第3次会談(1953(昭和28)年10・6～10・21)

折から李ラインにおける日本漁船拿捕が頻繁に起こっていたため、冒頭日本側から「捕獲された日本漁船を返還し、今後の捕獲を停止して会談を行うにふさわしい空気を作って欲しい」旨の発言があった。これに対し韓国側は「魚族の保護と韓国の防衛戦としての平和ラインを尊重して欲しい」との発言があった。その後、前回同様、分科委員会方式で交渉を続けることになったが、基本的対立は解けず、10月15日、財産請求権分科委員会で日本側久保田貫一首席代表が、私見であると断って若干の感想を述べたところから紛糾した。韓国側が不当であるとした「久保田発言」の内容は、韓国は対日平和条約によって初めて独立を承認されたのであって、その前から独立していたと考えるのは国際法違反である。

したがって、終戦後、平和条約発効前に連合国が在鮮日本人を強制的に日本に送還したことは国際法違反である。在鮮日本資産に対する連合軍の措置が没収であるとする韓国側の主張は国際法違反である。カイロ宣言で「朝鮮の人民の奴隷状態に」とあるのは、戦争中の興奮状態の下での表現である。日本の朝鮮統治は朝鮮自体にも恩恵を与えた、との5項目であり、韓国側はこれらの撤回を激しく要求した。これに対し日本側は、この非難は「久保田発言」の一部を取り上げて曲解したものだとし、釈明に努めたが、韓国側がこれを全面的に撤回しない限り会談続行に応じられないとしたため、わずか2週間で決裂した。

オ 抑留者相互釈放のための会談

「久保田発言」で決裂をみて以来、韓国側は李ラインでの日本漁船拿捕を強化したばかりか、釜山に抑留中の日本人漁夫を刑期終了後も返さず、また大村収容所に収容された韓国人不法入国者や刑の執行を終えた退去強制者の本国引取りを拒否し、さらに1955(昭和30)年8月には対日経済関係を断交するに及んで、日韓関係は最悪の事態を迎えた。日本政府としては抑留漁夫及びその留守家族の窮状にかんがみ、問題解決の努力を続けた結果、

1956（昭和31）年4月、ようやく抑留者相互釈放のための会談が開かれるに至った。ところが韓国側が、終戦前から日本にいた韓国人で退去強制処分を受けた者は日本国内に釈放されるべきであると強硬に主張し、さらに「久保田発言」及び請求権問題に関する従来の主張を蒸し返して一挙に日本側の譲歩を勝ち取ろうとする態度に出たため、一時、交渉は物別れかと思われた。

しかし、日本側はこの期をとらえて解決を図るに大幅譲歩もやむなしという考えに変わったことから、1957（昭和32）年の12月31日ようやく妥結に達し、抑留者相互釈放覚書が調印され、同時に「久保田発言」を撤回する、「米国政府の見解表明」を基礎として日本の対韓請求権主張を撤回する、という旨の共同声明が発表された。しかし、合意に達したものの、抑留相互釈放覚書では「たとえ退去強制処分を受けた者でも終戦前から日本にいた韓国人は日本国内に釈放される」という、韓国側の主張を全面的に受け入れた形となり、また、請求権については、従来の日本の主張からは大幅に後退したものであった。なお、「米国政府の見解表明」というのは、1952（昭和27）年4月29日、米国務省が対日平和条約第4条の解釈として駐米韓国大使に送った書簡のことであり、「韓国内にある日本財産への日本の権利権限はすでに取り去られたもので、日本は請求権を主張することはできない。しかしこの事実は、日韓間の特別取極に当たって関連を有する」という骨子であり、我が国は1957（昭和32）年12月31日、在日米国大使よりの口上書で伝えられたものである。

カ 第4次会談（1958（昭和33）年4・10～1960（昭和35）年4・15）

日本側の大幅譲歩により、ほぼ5年ぶりに開かれた会談は、2年間、3段階にわたって断続的に進められた。

第一段階（昭和33年4月～12月）

従来の5つの分科委員会方式を改め、基本関係、韓国請求権、漁業及び平和ライン、在日韓国人の法的地位、の4分科委員会を設け、の中に、（イ）一般請求権、（ロ）船舶の2つの小委員会を設けて交渉を進めることになり、とから開始された。ところが、韓国側はとの問題について一方的な主張を繰り返すが、日本側が重視する漁業問題の解決には全くと言ってよいほど関心を示さなかった。また、1958（昭和33）年7月、大村収容所に収容されている不法入国者のうち、北鮮への帰国希望者の一部を釈放することを決めたことから、韓国側の態度は一層硬化し、会談は中断した。同年10月1日から再開されたものの、11月29日、操業禁止区域と調整区域の設置及び漁船の隻数、光力の制限などを骨子とする暫定漁業協定を提示したが、物別れに終わり、12月19日の会談を最後に冬期休会に入った。

第二段階（昭和34年8月～11月）

休会中の頃からいわゆる在日朝鮮人の北鮮帰還問題が表面化してきた。1959（昭和34）年1月30日、藤山愛一郎外相は帰還問題に対し、いわゆる在日朝鮮人の北鮮帰還問題に対する具体的調査を日本赤十字社を通じて実施する方針を決定した。従来から北鮮政府を傀儡政権と見なし、韓国のみを朝鮮の唯一の合法政府であり、その支配は全朝鮮に及ぶべき

ものと主張していた韓国政府はこれに激しく反発した。2月13日、韓国駐日代表部は、日韓会談を打ち切り、李ラインの監視を強化する。韓国に抑留している日本人漁夫は今後返さない。在日朝鮮人の北鮮帰還を阻止する、との韓国政府決定を申し入れきた。これに対し、日本政府は、この問題は日韓交渉とは全く別の問題であり、国際法の居住地選択の自由の原則に基づき人道上の見地から決められたものであり、本人が自由意思で帰国するのを法的に阻止する根拠はないと反論、また、帰還の実施は公正な第三者である国際赤十字の仲介で行われる点を強調した。2月13日、北鮮帰還実施を閣議で了解、その後日本赤十字社を通じ赤十字国際委員会に仲介方を依頼したところ、同委員会もこれを了承し、ジュネーブにおいて日本・北鮮赤十字の交渉が進められ、6月10日に事実上の妥結、8月13日には帰還協定の調印が行われるに至った。韓国側は、6月15日、対日通商断絶を決定、即日対日貿易についての領事証明書の発給を停止した。しかし、7月30日、韓国側から、無条件で日韓会談再開に応ずる旨、また抑留日本人漁夫と不法入国韓国人の相互送還再開の話合いにも応ずる旨を申し入れてきた。韓国側の態度が一変したのは、北鮮帰還に対する赤十字国際委員会の介入が確実にしたこと、日韓貿易断絶による韓国経済の逼迫に対して国民の不満が高まったこと、さらには米国政府の強い説得があったことなどによるものと考えられる。会談再開後も、韓国側の狙いは北鮮帰還を牽制する含みから、討議を専ら在日韓国人の問題に集中し、殊に韓国帰還に有利となる諸案をもって臨んできた。韓国側の主な狙いは北鮮帰還を会談を通じて牽制することにあったと考えられる。その一方で、李ライン海域では韓国側の強硬な態度を反映して日本漁船拿捕が相次いだ。11月再び会談は中断するに至った。

第三段階（昭和35年4月15日）

1959（昭和34）年11月24日、断絶状態にあった日韓貿易は部分的に再開されたが、日本人漁夫送還は依然として途絶えたままであった。1960（昭和35）年に入り、日本政府は相互送還に応ずるよう再三申し入れを行ったが、韓国側は韓国米3万トンを買付ければこれに応じてよいとの意向を示したので、政府はこれに応ずることとなった。また、3月16日、ハーター米國務長官が駐米韓国大使に対して「日韓交渉の現状を憂慮し、韓国の日本漁船捕獲に対して警告を発した」旨、國務省より発表された。これにより、相互送還、全面会談の再開についての合意がみられ、相互送還は3月末から実施の運びとなり、4月4日には日韓貿易も全面的に再開の措置が採られた。会談は4月15日に再開されたものの、韓国で3月に行われた大統領選挙を不満とする学生達を中心とした「4月革命」が起こり、李大統領が辞職を迫られるという政変のため、わずか1日で中断した。

キ 第5次会談（1960(昭和35)年10・25～1961（昭和36）年5・16）

韓国国内では、1960（昭和35）年4月の許政暫定内閣、8月の張勉内閣の成立とともに、李承晩時代に見られた極端な反日政策が改められ、対日関係正常化の機運が高まった。この機運をとらえ、9月、日本側から小坂外相が訪韓し、韓国首脳と会談を重ね親善に努めた。この結果、10月下旬から予備会談を開くことで合意した。予備会談としたのは、我が国が11月の総選挙を控えていたため、その後に本会談に移すという含みがあったからだと言

われている。予備会談では、第4次会談と同様に、4つの分科委員会が設けられることになったが、韓国請求権分科委員会の中に、(イ)一般請求権、(ロ)船舶の2つの小委員会に加えて、(ハ)文化財小委員会が新たに設けられることとなった。

韓国側は、請求権問題を最も重視して、会談の冒頭に、第1次会談の際に提出したものとほとんど同様の8項目から成る「対日請求要綱」を提出してきたほか、文化財小委員会では、韓国側から終戦前日本内地に持ち出された美術品、古文書などの返還要求が項目別に出され、船舶小委員会でも韓国側から船舶リストが提出された。会談全体としては、従来にない友好的雰囲気のうちに進められたと言われているが、日本側が重視する漁業問題について韓国側は依然として消極的であった。これを踏まえて、日本側は漁業問題の討議が進められない限り請求権問題その他の実質的討議には応じられないとの立場を伝えたが、請求権、漁業問題ともに進展は見られなかった。1961(昭和36)年5月16日、韓国で軍部によるクーデターが発生したため、会談は中断するに至った。

ク 第6次会談(1961(昭和36)年10・20～1964(昭和39)年4・6)

軍事革命後の韓国では、1961(昭和36)年7月に朴正熙少将が国家再建最高会議議長に就任し、対日関係正常化をその基本方針に掲げ、8月には金裕沢経済企画委員長が来日し会談の早期再開の熱意を示した。10月20日から事務レベルでの折衝が具体的に進んだが、請求権問題では、韓国が提示した7億ドルと日本の算定した約7,000万ドルとの間に著しい差があった。11月11日、朴議長が渡米の途次我が国を訪問、翌12日、池田首相と会談し「請求権問題は法的根拠に基づいて話し合う」との了解が成立した。また、朴議長は記者会見で「韓国側としては対日請求権は戦争賠償の性格を持つという考えではなく、確たる法的根拠に基づいて要求している。請求権問題に関し日本側がどの程度誠意を示すかが日韓会談成否の重要な要因であり、この問題について日本側が韓国の納得できる誠意を示せば、平和ライン問題についても弾力的態度で話し合う用意がある」等の諸点を明らかにした。1962(昭和37)年3月には崔徳新外務部長官が来日し、小坂外相と会談するなど政治的な動きも目立った。しかし、外相会談では請求権等の問題で意見の対立が浮き彫りにされた。日本側が、請求権の対象地域は38度以南に限られるべきである、日本の対韓請求権放棄により韓国の対日請求額算定はある程度相殺されるべきである、等を主張したのに対し、韓国側は、対象はあくまで全朝鮮に及ぶべきであり、また日本の請求権放棄の事実には既に考慮の上で現在の要求を出している、等の反論をしたと言われている。このように、外相会談が対立に終わった結果、両国の空気は冷却し、事務折衝も一時中断された。

1962(昭和37)年7月、池田内閣の改造、大平外相の就任とともに会談再開の気運が高まり、殊に韓国側が政治会談による解決を強く望んだことから、8月から政治会談を開くための予備折衝という形で交渉が再開された。予備会談では、まず請求権問題に関し日本側が、従来の「法的根拠」という考え方を改め、韓国に無償・有償の経済協力を供与することによりこの問題が一切解決されたことにするという新方式を打ち出し、無償1億5,000万ドル、有償1億5,000万ドルの計3億ドルの額を提示した。

これに対し韓国側は、この方式には原則として反対しなかったが、有償を含めることに

は難色を示し、無償6億ドルの線を示した。このように双方の主張する額に依然隔たりがあったが、1962(昭和37)年10月、11月の2度にわたり来日した金鐘泌中央情報部長と大平外相との政治折衝の結果、日本側が無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上の経済協力を韓国に供与し、韓国が焦げ付き債権4,573万ドルを日本に返すことにより、請求権問題は最終的に解決されたと確認するという了解に達し、長年にわたり難航した請求権問題はようやく解決のめどをみるに至った。

請求権問題が大筋の了解をみたことから、交渉は大きな転機を迎え、焦点は漁業問題へと移った。1962(昭和37)年12月、日本側は、李ラインに代わる漁業規制措置として、韓国の漁業専管水域を距岸12カイリとする協定案を提示した。これは1958(昭和33)年及び1960(昭和35)年のジュネーブ海洋法会議以来の国際慣行に則ったものである。これに対し韓国側は、1963(昭和38)年7月、専管水域40カイリ案を提示し、実質的に李ラインの存続を図ろうとしたほか、大平・金了解とは別枠の漁業協力資金を要求し、これを漁業規制に絡ませる態度に出た。1963(昭和38)年10月、日本側は第2次案を提示した。これは、12カイリ専管水域の外側に双方の漁業が規制を受ける共同規制水域を設け、その外郭線は、韓国の40カイリ案の線を一部手直ししてその面子を立てたものであった。これに対し韓国側が大筋で合致する第2次案を11月に提示してきたため、協定の骨格がほぼ合意される形となった。ただし、専管水域の基線の引き方、共同規制水域に出漁する漁船の隻数、漁獲量及び漁業協力の額等が争点として残った。

この間にあって韓国では、1963(昭和38)年10月の大統領選挙で軍職を退いた朴議長が当選、11月の国会議員選挙でも与党の民主共和党が大勝し、12月には2年半ぶりに民政に移管された。この記念式典に大野伴睦自民党副総裁が出席し、朴大統領と会談し、政治会談による早期妥結等について話し合った。こうして、1964(昭和39)年2月にはハイレベル漁業会談、3月には赤城・元容奭農相会談が開かれたほか、従来の予備折衝を本会談に移して各懸案を一斉に煮詰めにかかった。殊に農相会談では、かねてから対立のあった済州島付近の基線の引き方を棚上げし、ここに暫定的禁漁線を引くという「赤城試案」を出したことから急速に双方が歩み寄り、また丁一権外務部長官、金鐘泌民主共和党議長が3月に相次いで来日したことから、交渉はいよいよ大詰めを迎えたかに見えた。ところが、3月24日以来韓国で「対日屈辱外交」に反対する学生デモが起り、これが与党内の対立、内閣の交代、金鐘泌議長の日本からの召還及び退陣、戒厳令布告へと発展して、会談は事実上中止されるに至った。

ケ 第7次会談(1964(昭和39)年12・3～1965(昭和40)年6・22)

交渉中断後、日本漁船の拿捕が一時強化され、また日本の在韓商社の課税問題が起り、交渉再開の機運は一時遠のいたかに見えた。

この間、韓国国内では食糧不足や物価高騰による国民生活の不安が高まり、これが反政府運動の一因とも見られた。日本政府は、交渉中の請求権解決のための経済協力とは別に原材料及び機械補修部品を対象とする総枠2,000万ドル、1年据置後4年払い、年利5.75%の延払信用を緊急経済協力として供与することとし、1964(昭和39)年12月の日韓往復書

簡で正式に決定した。

このように、韓国経済を危機的状態から脱却させるためには、日本との協力が不可欠であるとする韓国政府の交渉への意欲には極めて強いものがあり、同年12月に再開された交渉は、妥結に向かってにわかには動き始めた。翌1965（昭和40）年2月、椎名外相が韓国を訪問、「両国間の歴史に不幸な期間があったことは遺憾であり、深く反省している」との声明を出した。これは従来の日本政府の態度と異なる、一步前進と韓国内で好感を持って迎えられた。また、椎名・李東元外相会談の結果、外交関係の開設等を定めた基本条約案の仮調印が行われ、日韓交渉は新段階に入った。これが契機となり、その他の諸懸案も次々に妥結を見るに至った。3月には赤城・車均禧農相会談で、済州島周辺の暫定的禁漁線、共同規制水域への日本漁船の出漁隻数、漁業協力額（9,000万ドル）の3点が解決を見て漁業交渉は妥結し、また外相会談では、法的地位問題の内の最大の難問であった在日韓国人への永住権付与の範囲の決定、さらに請求権問題については、大平・金了解の民間借款1億ドル以上を、漁業協力等を含めて3億ドル以上とする等の合意を見てそれぞれ交渉が妥結し、4月3日、請求権、漁業、法的地位の各合意事項に仮調印が行われた。

両国は、朴大統領が5月訪米の途次、日本に立ち寄り調印式に立ち会うことを目途に、協定案分作成の作業に入ったが、韓国内で、合意の内容、殊に李ラインの事実上の撤廃を「屈辱外交」とする野党・学生らのデモが激化したため、朴大統領の訪日は中止された。こうしたことから、最終案分作成の段階で韓国側が、既に合意をみた共同規制水域での旗国主義による漁船取締りや永住権を与える者の範囲等について修正を求めてきた。これにより一時は再び難航が予想された。しかし、国内に反対運動があるにもかかわらず早期調印を実現するという見地から、韓国側が強いてこれにこだわらぬ態度を示してきたため、折衝は慌ただしく進み、数夜にわたる徹夜作業の後、6月22日、基本条約、請求権及び経済協力協定、漁業協定、在日韓国人の法的地位及び待遇協定、文化財及び文化協力協定そしてこれらの関係文書の調印が行われ、ここに、難航に難航を重ねてきた諸懸案は、竹島の帰属問題を除いてすべて解決されることとなり、日韓交渉14年の歴史に終止符が打たれた。

（2）基本条約、請求権・経済協力協定等の主たる内容

ア 基本条約

本条約は、両国間の外交及び領事関係の開設、通商航海条約及び航空協定締結交渉の早期開始等、国交樹立に関連する基本事項を定めたものである。韓国の管轄権の範囲については「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号（ ）に明らかにされているとおりの（傍点筆者）朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」（第3条）と規定された⁵。これにより、韓国側は韓国政府が朝鮮半島における唯一の合法政府であることが確認されたと言明しているが（韓日白書）、我が国は、国連総会決議195号（ ）において、国連総会は臨時朝鮮委員会が観察し得たところの「朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的な政府が樹立されたこと」「この政府が朝鮮半島における唯一のこの種の政府であることを宣言」したところから、椎名外相

は韓国の管轄権の及ぶ範囲は北緯38度（休戦ライン）以南の意味になると答弁している⁶。

また、日韓協約（保護条約）併合条約等の旧条約の扱いについては「1910年8月22日（注：併合条約調印の日、筆者）以前に大日本帝国と大韓民国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」（第2条）と規定された。これら条約の失効の時点については韓国側は「『無効』という用語自体別段の表現が付帯されていない限り原則的に『当初から』効力が発生できないものであり……」として日韓間の旧条約は初めから存在しなかったとの立場を採っている（韓日白書）。日本側は、旧条約のうち併合条約については同条約の内容と矛盾する事態が生じたとき、すなわち韓国の独立が宣言された1948（昭和23）年8月15日に無効になり、それ以外のものは各条約の定めるところに従って終了したのもあれば、併合条約の締結によって失効したのもあると解釈している。

イ 請求権及び経済協力協定

経済協力の供与

我が国は生産物及び役務の形で、3億ドルを無償で、また2億ドルを海外経済協力基金⁷による長期低利の貸付け（年利3.5%、償還期間7年据置きを含め20年）として、それぞれ10年間に分割供与する（第1条）。3億ドルの無償供与は、両国が協議決定する年度実施計画にしたがって、韓国使節団（又は韓国業者）と日本業者とが直接締結する契約に基づいて実施する等、従来我が国が実施している賠償供与とほぼ同様の方式で行われる（第一議定書及び関係交換公文）。供与される生産物は資本財のほか、現地労働者の賃金支払い等、韓国の国内資金に充てるため、1億5,000万ドルの消費財の供与が予定されている。一方、2億ドルの貸付けは基金と韓国政府との借款契約に基づいて行われるが、日本政府は基金の資金を確保する義務を負う（第1条（b））。

なお、韓国側は、両国間清算勘定の残高として1961（昭和36）年4月に確認された我が国の持つ焦付き債権4,572万ドル余を10年間無利子で分割返済するが、韓国側からの要請があれば、毎年無償供与額から返済分だけ差し引くこととなっている（第二議定書第1条及び第2条）。

以上の無償及び有償の経済協力による韓国側経済開発計画については別項で定めるが、これら経済協力のほか、民間借款3億ドル以上の供与が期待される旨が両国間で了解された。この中には、漁業協力のための9,000万ドル及び船舶輸出のための3,000万ドルの民間借款が含まれる（民間借款に関する交換公文）。漁業協力供与は、漁業交渉の一環として交渉妥結したものであり、韓国の漁船建造資金等に充てられるものである。また、船舶輸出借款は韓国の船舶請求権放棄を考慮したものである。なお、この民間借款供与は、協定の発効を待たずに一部が実施された。

請求権問題の解決

この協定の締結により、対日平和条約第4条aに基づくものを含めて両国間の財産権及び請求権問題は、完全かつ最終的に解決されたこととなる（第2条1）。したがって、韓

国側は、いわゆる8項目の一般請求権、船舶請求権、文化財請求権等いかなる請求権も主張し得ないこととなり(文化財及び文化協定参照)。一方、我が国は李ライン水域における漁船拿捕から生じたすべての請求権を主張し得ないこととなる。

ただし、韓国人の戦後引揚げのほぼ完了した1947(昭和22)年8月15日以後、協定署名日までの間に、1年以上我が国に居住した者の財産権及び終戦後の通常取引により取得した財産権などは影響を受けない(第2条2)。なお、日本政府としては、この協定による請求権問題の解決は、韓国については現にその管轄権の及ぶ範囲に限られ、北鮮との間の双方の請求権問題は未解決のまま残されているという姿勢をとっている。

ウ 漁業協定

漁業協定の交渉は、我が国にとり李ラインの撤廃による安全操業の確保という点で交渉諸懸案の中でも実益を期待しうる重要な交渉であった。一方、韓国側としては、李ラインの撤廃は日本漁船の韓国沿岸への大挙来襲につながるとして、劣勢な韓国漁業を脅かすとの恐怖感から、容易に応じられないとの姿勢であった。李ラインの大部分を存置するに等しい専管水域40カイリ案を示したことで、12カイリを認めつつも済州島と韓国本土とを結ぶ直線基線から外側に12カイリを測定することによって、好漁場であるこの附近の専管水域の実質的拡大を図ろうとしたこと、専管水域の外側に設けられる共同水域における漁獲規制を我が国のみに課そうとしたこと、などはその表れであった。交渉は難航を極めたが、3つの主な争点として残った、済州島付近の基線の引き方、共同規制水域への出漁隻数、漁業協力額を解決して、以下のような協定に達した(図参照)。

漁業専管水域

両国は、自国の沿岸から12カイリまでを漁業専管水域として設定する権利を有するものとし、同水域設定に際して直線基線をする場合は、相手国と協議決定するものとした(第1条)。韓国沿岸で4つの直線基線を使用することを合意したが(交換公文)、両国の意見の対立する済州島付近の基線の引き方は棚上げし、この水域に暫定的禁漁水域を設けて(図中・ - ・の内側の水域)、これを当分の間、韓国の専管水域に含めることとした(交換公文)。

共同規制水域

共同規制水域を画定し(第2条)、この水域における規制措置として、最高出漁隻数、漁船規模、網目等について定めた(第3条、付属書)。最高出漁隻数は、底引き網(以東(沖合)115隻、以西270隻)、巻き網(120統)、さばづり(60トン以上)(15隻)の各漁業について定め、日韓双方に適用するが、韓国側の出漁隻数は、双方の漁獲能力に格差を考慮して、調整するものとした。

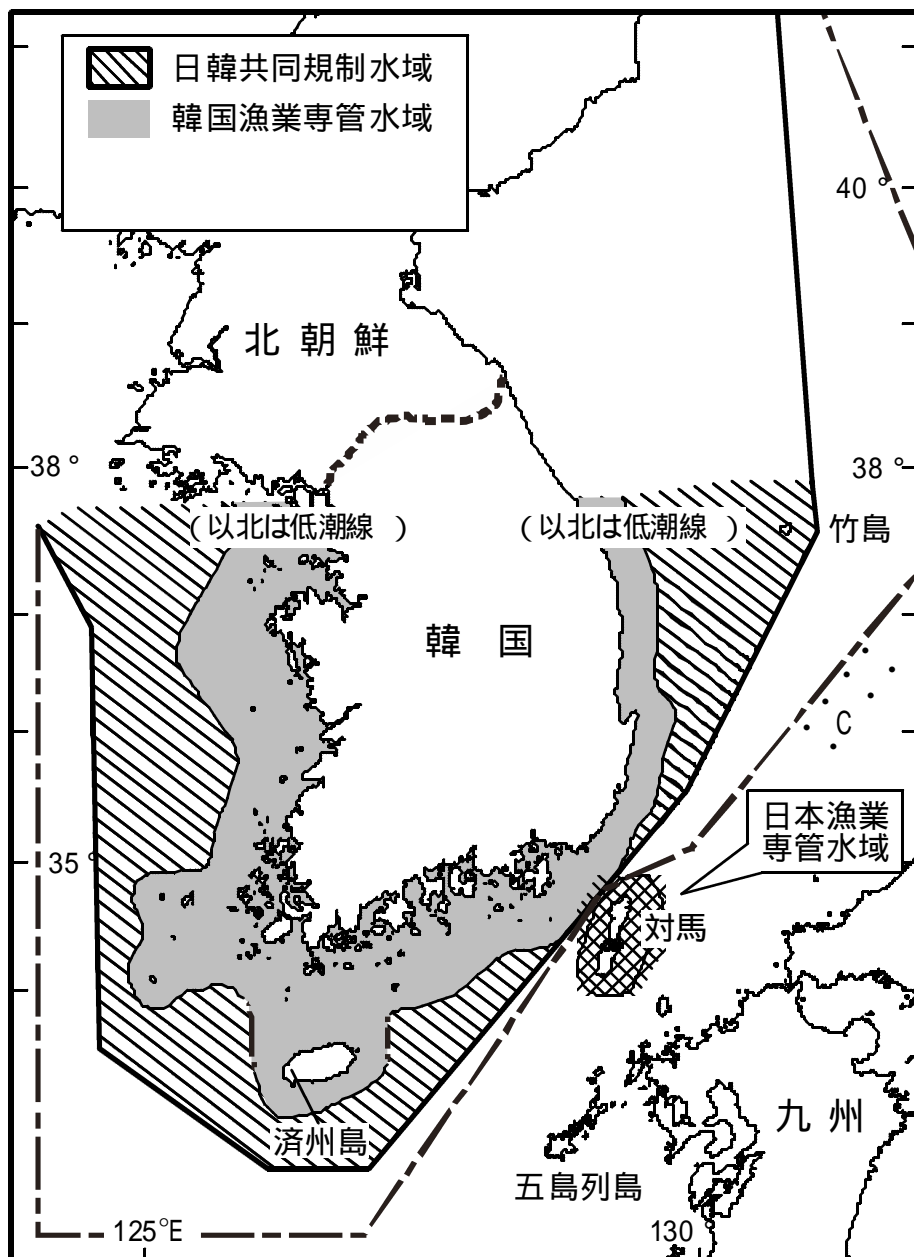
最高出漁隻数のほか、年間総漁獲基準量(15万トンとし、10%の増減を認める)が定められたが、あくまで出漁隻数の参考とするとの我が国の主張に基づき、合意議事録に記載するにとどめ、最高限16万5,000トンを超えるときは、行政指導により、出漁隻数を抑制することとした。なお、共同規制水域に出漁する我が国沿岸漁業(大半は零細漁業)の出

漁隻数は、自主規制により1,700隻と定められた(協定署名に際して農林大臣声明)。以上の決定により、我が国としては、過去の操業実績をほぼ確保したとしている。

取締り権及び裁判管轄権

共同規制水域における取締り権(停船及び臨検を含む)及び裁判管轄権は、漁船の属する国のみが行使する(第4条)。ただし、韓国側の希望も容れ、韓国側の要請ある場合は、水産庁監視船にオブザーバーを乗船させることとした(合意議事録)。

図 日韓漁業海域図



(出所) 参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料』
(昭和40年10月)7頁

共同資源調査水域

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される（第5条）。元来、韓国は専管水域、共同規制水域及び調査水域によって李ラインの名目的存置を図ろうとしたが、調査水域の範囲は、協定により設置される漁業共同委員会で決定されることとなった。また、その目的は資源調査に限られる。

有効期限

協定の有効期間は5年とし、その後1年の予告で協定を終了させることができものとした（第10条）。

李ライン

協定は、李ラインの撤廃を明記していない。のみならず、韓国側は、李ラインは国内法として残る旨をしばしば言明している。しかし、協定前文で公海自由の原則を確認したこと、李ラインを専管水域12カイリの範囲に縮小したこと、共同規制水域内における取締り及び裁判管轄権に関し旗国主義が実現したことにより、我が国の漁業に関する限り、李ラインは撤廃されることとなったのである。

なお、それまでに李ライン水域で拿捕された漁船は327隻、うち沈没3隻、未帰還182隻であり、抑留船員は3,911人、うち死亡8人を除いて全員帰還している。これらの損害額は約72億円と推定され、うち保険金等約14億円が支払済みである。請求権協定により、我が国は漁船拿捕から生じたすべての請求権を放棄することとなったが、政府は、国内補償問題は別途処理するとの意向を明らかにした。

エ 在日韓国人の法的地位及び待遇協定

従来 of 経緯

対日平和条約の発効により、約57万人の在日朝鮮人は、自動的に外国人となったが、同時に施行された「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係の諸命令の措置に関する法律」（昭和27年法律第126号）によって、一般外国人とは区別して、別に法律で在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなくして本邦に在留することが認められた。

第1次会談以来、韓国側は、在日韓国人（韓国側は在日朝鮮人はすべて韓国人であると主張）は、本人の意思に反して移住を余儀なくされたものであるとして、参政権と公務員になる資格以外は内国民待遇を主張してきた。外国人にいかなる地位待遇を与えるかは、一国が自由に決定すべき事項であるが、我が国としては、在日韓国人が、かつて日本人であったこと、国籍選択権を認められずに対日平和条約の発効とともに一律に外国人とされたこと等の特殊事情を考慮し、交渉に臨み、結局以下のような協定に達した。

協定の内容

永住権 一般外国人が我が国で永住を許可されるためには、独立の生計を営み得ることな

ど3つの要件が必要であるが（出入国管理令第22条第2項）この協定により、在日韓国人に特例を認めることとし、単に、（ ）終戦前から引き続き日本に在住している者、（ ）その直系卑属で終戦以後この協定発効後5年以内に日本で生まれ、引き続き日本に居住している者であれば、協定発効後5年以内に申請をしたときは、永住を許可され、さらに（ ）これら永住を許可された者の子として協定発効後5年を経過した後に日本で出生した者も永住権を許可される（第1条）。また、これらの者の子孫については、協定発効後25年以内に協議することとした。

なお、終戦後、対日平和条約発効までの間に一時帰国した者については、特別に在留を許可し、さらに、一般外国人並みの永住を許可する方針をとるとともに、戦後入国についても、平和条約発効前から在留していたことが確認される場合には、情状によりこれに準ずることとした（協定署名の際の法務大臣声明）。

退去強制事由 一般の永住権者については、出入国管理令の規定（第24条）により、1年以上の刑に処せられた者、生活保護を必要とする者などは、国外退去を強制されることになるが、協定では条件を緩和して（ ）内乱罪、外患罪、（ ）国交に関する罪、外国の元首等に対する犯罪により、外交上重大な利益を害した者、（ ）営利麻薬及び常習麻薬犯、（ ）無期又は7年以上の懲役、禁錮に処せられた者、に該当することとなった場合にのみ、退去を強制されることとなった（第3条）。

待遇 永住権者に対しては、教育、生活保護、健康保険及び持ち帰り財産に関する事項について「妥当な考慮を払う」と定められた（第4条）。これ以外は、一般外国人並みの待遇を受ける。このうち、教育と生活保護については従来から、また、国民健康保険については、一部市町村で従来から実施されてきた。

教育については、永住権者は、従来どおり日本の公立小・中学校への入学が認められ、中学校卒業者は、日本の上級学校への入学資格を認められる（合意議事録、協定署名に際しての文部省初等中等教育局長談）。1965（昭和40）年現在、学齢期にある在日朝鮮人約12万人のうち、約8万9,000人が日本の公立小・中学校に修学している。

永住権者に対する生活保護については、当分の間、従前どおりとすることとなった（合意議事録、討議記録）。在日朝鮮人に対する生活保護は、従来人道上の理由から与えられてきた。1965（昭和40）年現在、被保護外国人数は約5万5,000人であるが、うち朝鮮人は98%を占めている。

国民健康保険については、永住権者を被保険者とするために必要な措置が、厚生省令の改正によって行われる（合意議事録、討議記録）。従来は、市町村の条例にその実施を委ねており、1965（昭和40）年現在3万5,000人の朝鮮人が被保険者となっているが、東京、大阪等、朝鮮人の密集する大都市では実施されていない。この協定により、1967（昭和42）年度から全国的に適用されることとなった。なお、健康保険等の被用者保険及び結核予防法等の公衆衛生関係は、内外人の差別なく適用されている。

持ち帰り財産については、永住権者又はその申請有資格者が永住の意思を捨てて韓国に帰国する場合には、原則として一切の財産及び資金を携行又は送金できることとなった。ただし、資金の携行、送金については、帰国時に一世帯当たり1万ドル（一般外国人は、

5,000ドル)まで認められ、それを超える部分は、金額に応じて数年に分けて送金し得る(合意議事録)こととなった。

北鮮系人等の取扱い

終戦前から日本に引き続き在留する朝鮮人でこの協定の適用を受けない北鮮系及び中立系人に対しては、従来どおり昭和27年法律第126号が適用される。これらの人に対する取扱いについて、6月22日調印直後の記者会見で石井法務大臣は、従来と変わらないと述べている。

オ 文化財及び文化協力協定

第1次会談以来、韓国側は対日請求権の一部として、総督府時代を通じて我が国に不当に搬出されたとする陶磁器、考古品、図書等の返還を要求してきた。我が方としては、これら文化財は、贈与を受け、あるいは正当な対価を支払って買い取ったものであるから返還の義務はないとしてきた。しかし、韓国の国民感情及び朝鮮動乱による韓国文化財の滅失等を考慮し、文化協力の一環として、1958(昭和33)年に106点の文化財を韓国に引き渡した。今回の協定により、さらに次のものを、協定発効後6か月以内に引き渡すこととなった。

陶磁器(伊藤博文公が持ち帰った高麗青磁等)	97点
考古品(耳飾、頸飾、勾玉等)	334点
石像美術品	3点
図書	852冊
通信関係品目(標札、郵便日付印等)	35点

これらすべて()国有、すなわち東京国立博物館(図書は宮内庁)所蔵のもの、()1905(明治38)年統監府設置以降のもの、()韓国に由来するもの(北鮮系のもものは除かれる)に限られている。韓国の希望にもかかわらず、我が国の学術研究上の必要を理由に引き渡されないものとして、慶尚南道の梁山夫婦像から発掘された考古品一括がある。なお、私有のものは引き渡されないが、合意議事録で、韓国側は私有文化財が韓国側に寄贈されることを希望し、日本側は自発的寄贈を「勧奨する」旨が記載されている。

このほか協定は、両国民間の文化関係を増進させるための協力を謳い、文化協定の意味も持たせている。

以下、次号以降

【参考文献】

参議院外務委員会調査室「日韓条約及び諸協定について」参議院常任委員会調査室『立法と調査』第10号、1965(昭和40)年9月1～13頁

参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料』1965(昭和40)年10月

参議院外務委員会調査室『日韓問題』(参外調38号)1962(昭和37)年11月

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959（昭和34）年11月25日

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957（昭和32）年4月10日

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999（平成11）年11月15日

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984（昭和59）年3月29日

川田侃・大畑英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、2003（平成15）年5月30日

- 1 1952（昭和27）年4月28日に対日平和条約が発効するまでは、正式には朝鮮半島全体が「朝鮮」という表記である。終戦後、38度線の南北での連合軍の分割占領により、一般に「南鮮」「北鮮」という表記もされた。1948（昭和23）年8月15日に南に大韓民国政府の樹立が宣布され、同年9月9日に北に朝鮮民主主義人民共和国政府の成立が宣言された。その後も、一般に「朝鮮」「南鮮」「北鮮」という表記がされている。1965（昭和40）年ごろから「南鮮」は明確に「大韓民国」あるいは「韓国」と表記され、これに伴い「北鮮」は「北朝鮮」と表記されるようになったと考えられる。
- 2 一般命令第1号1の（ロ）には「満州、北緯38度以北の朝鮮、樺太及び千島列島に在る日本国の先任指揮官並びに一切の陸上、海上、航空及び補助部隊はソヴィエト極東最高司令官に降伏すべし。」そして1の（ハ）には「日本国大本営並びに日本国本土、之に隣接する諸小島、北緯38度以南の朝鮮、琉球諸島及びフィリピンに在る先任指揮官並びに一切の陸上、海上、航空補助部隊は合衆国太平洋陸軍部隊最高司令官に降伏すべし。」と記述されている。
- 3 国連総会決議195（ ）で、大韓民国の独立経過に関する臨時朝鮮委員会の報告を承認（48対6、棄権1）し、「臨時委員会が観察し、かつ、協議しえたところの、朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法的政府が樹立されたこと、この政府が、朝鮮の前記の部分の選挙民の自由意思の有効な表明であったし、また、臨時委員会が観察した選挙に基づくものであること、及び、この政府が朝鮮おける唯一のこの種の政府であること」を宣言した。
- 4 終戦後、我が国漁船の出漁範囲は、1945（昭和20）年9月27日付及び10月13日付の総司令部覚書により、我が国周辺に設定された「マッカーサー・ライン」内に限られていた。韓国側は1947（昭和22）年2月4日以降、同ライン侵犯を理由に日本漁船の拿捕、漁夫の抑留を行っていた。
- 5 当事国間に領土の範囲のような基本的事項について意見の相違がある場合、それに触れないで国交回復、戦争終結などを取り決める方法として共同宣言方式がある。韓国政府こそが朝鮮半島全土を合法かつ有効に支配している唯一の政権であるとの立場をとる韓国側は基本条約方式を主張したが、日本側は北鮮にも政権が存在している事実を考慮して共同宣言方式を主張した。しかし結局、日本側は譲歩し基本条約方式を認めた上で、国連決議第195号（ ）の文言を読み込ませるため「とおりの」を入れた形で妥結したと考えられる。その後、管轄権に関し、1991（平成3）年に日本と北朝鮮の国交正常化交渉が開始されたとき、韓国政府は日本政府に抗議しておらず、事実上日本側の解釈が黙認されたものと考えられる。
- 6 第48回国会参議院予算委員会会議録第4号10頁（昭40.3.5）
- 7 現在は国際協力銀行（J B I C）に統合されており、旧海外経済協力基金（O E C F）の機能は、本年10月に国際協力機構（J I C A）に統合されることになっている。